

就学相談・就学先決定までの流れ

江別市教育委員会では、発育・発達に心配や不安のあるお子さんや、心身に障がい(疑いのある場合も含みます。)のあるお子さんについて、入学や進学にあたって、十分に力を発揮し、充実した学校生活を送ることができるよう、専門の相談員が就学相談を行っています。

就学相談では、就学に関する流れの説明、情報提供や必要な検査を行い、その結果をもとにお子さんの望ましい就学先について、保護者及び本人の意思を尊重しながら、一緒に考えていきます。

就学相談による就学先決定までの流れは以下のとおりです。



◇ 就学相談・就学先決定までの流れ ◇

○ 保護者から就学相談の申し込みがあった場合 (電話または申込書提出など)

保護者の方から申し込みを受けた後、教育委員会の相談員から、電話で面談日を調整します。その後、面談のご案内を送付させていただきます。受付終了後、該当の幼稚園・保育園・認定こども園に「教育支援に関する調査書」の作成を依頼します。なお、依頼に際しては、保護者の了承を頂きます。

○ 幼稚園・保育園・認定こども園などから相談の依頼があった場合

保護者から就学に関する相談があり就学相談が必要と判断した場合、幼稚園・保育園・認定こども園は「教育支援に関する調査書」を、保護者の方の同意のもとで作成し、教育委員会に提出していただきます。その後、相談員から該当のご家庭に連絡し、面談の日程調整を行い、面談のご案内を送付させていただきます。

面談に際しては、事前に案内と一緒に送付する「教育相談のための調査書」をご持参頂きます。また、発達等に関する資料(発達検査結果や療育手帳など)があれば併せてご持参頂きます。その面談では、「就学に関する流れ」や「今後行う検査」などについて説明するとともに、希望をお伺いします。

なお、面談時は、就学されるお子さんも同席していただきます。

その後、検査日程などを再度調整し、教育支援委員会の専門委員が、対象となったお子さんの検査、観察を行います。

検査後、専門委員が、

- ・検査、観察の結果
 - ・幼稚園等から提出いただいた「教育支援に関する調査書」
 - ・保護者の方に記入いただいた「教育相談のための調査書」
- などをもとに『教育支援に関する診断票』を作成し、教育委員会に提出します。

○ 就学時健診で、発達発達についての遅れがあると判定された場合

翌年4月に入学を予定しているお子さん全員を対象に、就学予定の小学校で行われる就学時健診で『発達検査(スクリーニング検査)』を行います。(10月以降実施)

幼稚園等から「教育支援に関する調査書」の提出がなかったお子さんで、この発達検査で発達・発達について遅れなどがあると確認された場合は、保護者の方に教育委員会から電話連絡し、教育委員会にお越しいただき面談を行います。その面談では、「就学に関する流れ」や「今後行う検査等」について説明するとともに、希望をお伺いして検査日程等の調整を行います。また保護者の方に「教育相談のための調査書」の記入をお願いし、幼稚園・保育園などに「調査書」の提出をお願いします。

教育支援委員会の専門委員が、対象のお子さんの検査、面談を行います。

検査後、専門委員が、
・専門委員による検査結果
・幼稚園等から提出いただいた「教育支援に関する調査書」
・保護者の方に記入いただいた「教育相談のための調査書」
などをもとに『教育支援に関する診断票』を作成し、教育委員会に提出します。

教育支援委員会を開催し、就学相談の結果や専門委員の作成した「教育支援に関する診断票」をもとに、医師、小・中学校長の代表、療育機関の職員、特別支援学校の教諭等の幅広い意見と検討を踏まえ、就学先についての意見をまとめます。

(7月・10月・11月・12月・3月)

教育支援委員会終了後、保護者に教育支援委員会の結果をお伝えし、面談等を行い、「通常学級」「特別支援学級」「特別支援学校」等への就学先を決定することになります。

※ 教育支援委員会終了後、保護者と就学先についての意見が異なる場合、入学、進学後も相談を継続する場合があります。



【問い合わせ先】

江別市教育委員会学校教育支援室
教育支援課

電話:011-381-1409 FAX:011-382-3434

Mail:ebetsu-kyoiku-7@hokkaido.school.ed.jp